

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和3年10月27日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2100664号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2100109号

第1 結論

請求者のA社における平成26年6月27日の標準賞与額を150万円に訂正することが必要である。

平成26年6月27日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成26年6月27日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和37年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成26年6月27日

請求期間に係る標準賞与額の記録が漏れている。賞与からの厚生年金保険料の控除が確認できる期末手当明細書を提出するので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された期末手当明細書及び預金通帳の写し並びにA社から提出された給与計算結果集計表により、請求者は、請求期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額150万円(上限)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成26年6月27日の賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かは、いずれも不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越 (東京) (受) 第 2000874 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (東京) (厚) 第 2100110 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 22 年 12 月 28 日の標準賞与額を 40 万 1,000 円、平成 23 年 8 月 4 日の標準賞与額を 40 万 1,000 円、同年 12 月 22 日の標準賞与額を 39 万 3,000 円に訂正することが必要である。

平成 22 年 12 月 28 日、平成 23 年 8 月 4 日及び同年 12 月 22 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「厚生年金特例法」という。) 第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 22 年 12 月 28 日、平成 23 年 8 月 4 日及び同年 12 月 22 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 47 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 22 年 12 月 28 日
② 平成 23 年 8 月 4 日
③ 平成 23 年 12 月 22 日

請求期間①、②及び③に係る賞与の記録が、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録 (厚生年金保険法第 75 条本文該当) となっているので、調査の上、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求期間①、②及び③について、請求者から提出された平成 22 年分の給与所得に対する所得税源泉徴収簿 (以下「源泉徴収簿」という。)、普通預金通帳及び取引推移一覧表並びに事業主から提出された請求者の請求期間②及び③に係る賞与支払明細書により、請求者は、請求期間①及び②については 60 万円、請求期間③については 74 万 3,430 円の賞与の支払いを受け、当該賞与額に基づく標準賞与額より低い標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主より賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与

額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①、②及び③に係る標準賞与額については、源泉徴収簿、取引推移一覧表並びに請求期間②及び③に係る賞与支払明細書により推認又は確認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間①及び②は40万1,000円、請求期間③は39万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間の賞与に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成22年12月28日、平成23年8月4日及び同年12月22日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和3年1月25日に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成22年12月28日、平成23年8月4日及び同年12月22日の賞与に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2100612号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2100108号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のB社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和21年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和36年4月から昭和40年11月まで
② 昭和48年6月から昭和51年まで

A社で大工見習として勤務した請求期間①及びB社で現場監督として勤務した請求期間②の厚生年金保険の加入記録がない。厚生年金保険に加入していたと思うので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について、請求者は、A社に大工見習として勤務したと主張しているところ、オンライン記録及び適用事業所検索システムにおいて、請求者が記憶する所在地にあるA社が厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない。

また、請求者が記憶するA社の所在地を管轄する法務局は、該当する事業所は見当たらないと回答している。

さらに、請求者は、A社の事業主は自身の伯父(継母の兄)で、事業主の長男も請求期間当時一緒に働いており、その後に事業を継いだ旨回答しているところ、オンライン記録によると当該長男は既に亡くなっている上、当該長男の妻は、事業主も既に亡くなっていると陳述している。

加えて、請求者の請求期間①に係る雇用保険の加入記録は確認できない。

また、請求者はA社に係る給与明細書等の資料を保有しておらず、請求者の請求期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 請求期間②について、請求者は、B社に現場監督として勤務したと主張しているところ、オンライン記録及び適用事業所検索システムにおいて、同社が厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない。

また、B社に係る商業登記簿謄本において、同社は既に解散していることが確認できる上、当該謄本において確認できる取締役3人のうち、代表取締役及び取締役一人は既に亡くなっており、他の一人は、オンライン記録上、本人を特定することができない。

さらに、請求者の請求期間②に係る雇用保険の加入記録は確認できない。

加えて、請求者はB社に係る給与明細書等の資料を保有しておらず、請求者の請求期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。